様式第3-4号

総合評価　技術提案書（県産品の利用(地球温暖化防止対策))

工事名	
提案企業名	

注意喚起

下記の赤囲いの箇所に間違いが見受けられるので、注意してください。

【県産品の利用(地球温暖化防止対策)の取組】

項　　目	有	無	備　考
県産品の利用 （地球温暖化防止対策）			・左欄の該当する方に「○」を記入すること。 ・「有」の場合は以下の確認用資料を添付すること。 ①生コンクリートの場合は、生コンクリート工場が作成したJISA5308に規定するレディーミクストコンクリート配合計画書 ②砕石材の場合は、県内産出であることを示す資料（「試験報告書」等） ③木材の場合は、県内産出であることを示す資料（「使用材料承認願」等） ④コンクリート二次製品の場合は、評価項目3つのうち、評価を希望する項目を証明する資料 ・県内工場で製造されるものであることを示す資料（「配合報告書」等） ・骨材の産地と密度、使用量がわかる資料（「配合報告書」等） ・低炭素製品であることがわかる資料（低炭素製品であることを明記した「配合報告書」等） ⑤アスファルト合材の場合は、評価項目2つのうち、評価を希望する項目を証明する資料 ・骨材の産地と密度、使用量がわかる資料（「配合報告書」等） ・低炭素技術であることがわかる資料（低炭素技術であることを明記した「配合報告書」等） すべての確認用資料に、当技術提案書の「工事名･提案企業名」と一致した「工事名・会社名」を記載すること。

※・「有」「無」欄に記入のない場合、「無」欄に「○」の記入のある場合は、資料が添付されていても、評価対象としない。
・「有」欄に「○」の記入のある場合でも、資料が添付されていない場合、又は取組「有」の確認ができない場合は、評価対象としない。

県産品率が計算できる資料を求めています。

骨材が複数ある場合は、体積換算で県産品率を計算するので、産地ごとの密度、使用量の値が必要となります（次ページ②参照）。

提出された確認用資料が、
「どこの工事の、どこの会社の資料であるか」
ということを示すために必要です。

記載の無いものが多いので、注意してください。
（次ページ①参照）

◇県産品の利用（地球温暖化防止対策）

※技術提案書様式第3ー4号において、県産品の利用（地球温暖化防止対策）の取組を「有」に記載し、本様式に確認用資料を貼付すること。

貼付け用シート

【生コンクリートの場合】

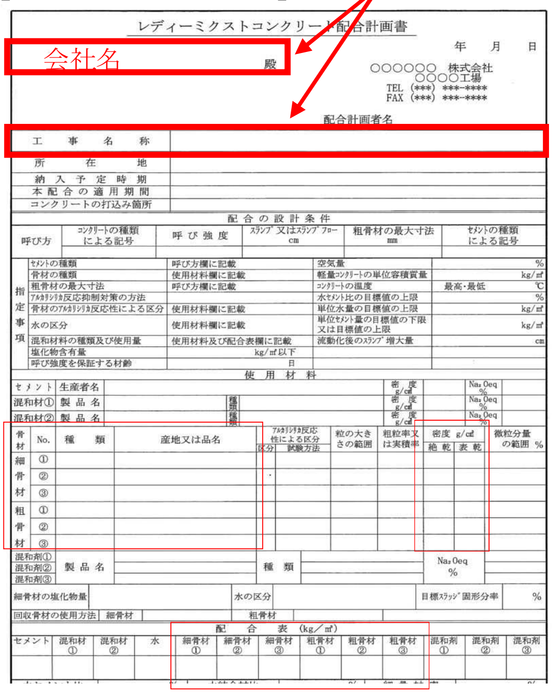

【コンクリート二次製品の場合】

【アスファルト合材の場合】

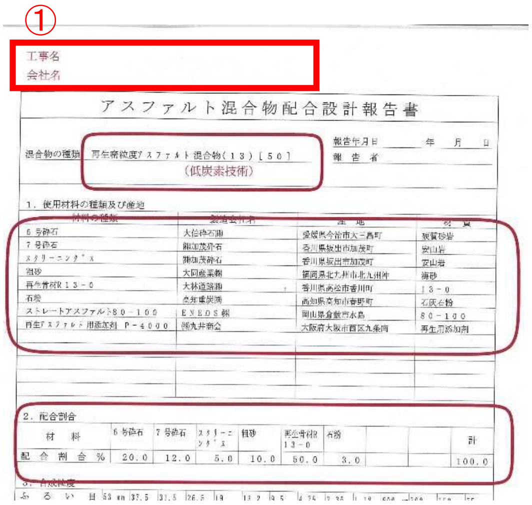
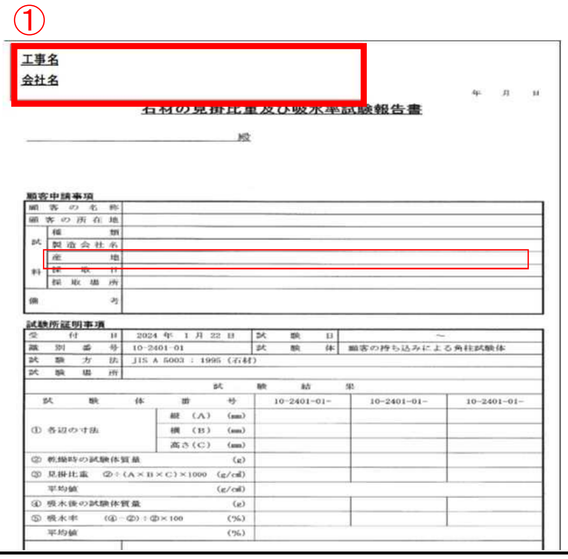
【砕石の場合】